

特定的一般社団法人への相続税課税 (相続税逃れへの対応策)

概要

特定一般社団法人等の役員（理事に限る）である者※が死亡した場合には、その特定一般社団法人等が、特定一般社団法人等の純資産額をその死亡の時にける同族役員（被相続人を含む）の数で除して計算した金額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、特定一般社団法人等に相続税を課税することとなります。

※相続開始前5年以内のいずれかの時において特定一般社団法人等の役員であった者を含みます。

ポイント

この資料は「平成30年度税制改正の大綱」（平成29年12月14日公表）の内容を分かりやすくまとめたものです。法案成立前の内容であることにご留意ください。法案は、通常3月の国会で成立します。また成立後の情報も今後提供させていただきます。

課税の時期	特定一般社団法人の 理事の死亡 のとき
税負担者	特定一般社団法人
税金の対象	特定一般社団法人の 純資産額 ÷ 役員数
適用の時期	平成30年4月1日以後の相続

平成30年4月1日までに設立された一般社団法人については、平成33年4月1日以後の一般社団法人の役員の死亡に係る相続税について適用されます。

特定一般社団法人と制度の概要

特定一般社団法人の要件	次のいずれかを満たすこと ①相続開始の直前における同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超える。 ②相続開始前5年以内において、同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上である。
同族役員	一般社団法人の理事のうち ・被相続人 ・その配偶者 ・又は3親等内の親族その他当該被相続人と特殊の関係がある者
特殊の関係がある者	被相続人が会社役員となっている会社の従業員等のことをいう。
課税関係	<ul style="list-style-type: none">・ 特定一般社団法人等の純資産額をその死亡の時にける同族役員の数で除して計算した金額に相当する金額を・ 被相続人から遺贈により取得したものとみなして、・ 特定一般社団法人等に相続税が課税されます。 <p>上記により特定一般社団法人等に相続税が課税される場合には、その相続税の額から、贈与等により取得した財産について、既に当該特定一般社団法人等に課税された贈与税等の額が控除されます。</p>

本資料は一般的な内容を分かりやすく解説したものです。実行にあたっては、御社の状況に応じて個別具体的に検討する必要がありますので、本資料の内容を最終の判断材料とはなさないでください。本資料をもとに意思決定され、直接又は間接に損害を蒙られたとしても、一切の責任は負いかねます。具体的にご検討される場合には、税理士など専門家にご相談の上、最終判断をさせていただきますよう、お願い致します。

日本経営ウィル税理士法人 (担当 吉岡)

TEL : 06-6868-1192

<https://nktax.or.jp>

税務顧問、会計顧問、税務申告業務（所得税・法人税・消費税・相続税）、相続対策・事業承継対策、医業会計、社会福祉法人会計、公益法人会計、組織再編税務・連結納税、国際税務、事業再生、M&A、IPO（株式公開）、信託など。